

国民健康保険の加入者は 毎年、所得の申告が必要です

国民健康保険は前年の所得（収入）に応じて、保険税額の決定や軽減判定、高額療養費の自己負担限度額の判定を行なうため、国民健康保険加入者は所得の申告が必要です。
国民健康保険事業の健全な運営を図るため、毎年正しい申告をお願いいたします。



申告を
しないと...

不利益を生じる場合があります

国民健康保険税の軽減措置が適用されません...

基準以下の所得（収入）の場合でも、世帯内の国民健康保険加入者に一人でも未申告の方がいると軽減が適用されず、保険税額が高くなります。

高額療養費の自己負担限度額が判定できません...

基準以下の所得（収入）の場合でも、負担割合が上位の区分になり医療機関窓口での支払い額や入院時の食事代が高くなります。

高齢受給者証の負担割合が判定できません...

基準以下の所得（収入）の場合でも、負担割合が上位の区分になり医療機関窓口での支払い額が高くなります。

【申告場所および方法】

今年1月1日現在、清瀬市にお住まいの方は「清瀬市」へ申告します（現在、清瀬市外へ転出された方を含みます）。1月2日以降に清瀬市に転入された方は、1月1日にお住まいだった住所地へ申告します。

※以前の住所地に申告された場合は、お手数ですが保険年金課までご連絡ください。

【清瀬市へ申告する場合】

1 所得（収入）がなかった場合の申告

清瀬市役所課税課にて、印鑑を持参の上、申告をお願いいたします。

※1月1日現在、海外に居住していた（日本国内に住所を有していない）等の場合は保険年金課にて簡易申告を受付いたします。

2 所得（収入）があった場合の申告

清瀬市役所課税課にて、前年中の収入状況がわかるもの（源泉徴収票、給与支払明細書等）と控除を受けるための必要書類（医療費の領収書、社会保険の控除証明書等）、印鑑、持参の上、申告をお願いいたします。

個人番号（マイナンバー）がわかるものが必要になりました。



申告の必要
のない方

- ① 所得税の確定申告や市・都民税（住民税）の申告をされた方
- ② 給与収入のみで、給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている方
- ③ 公的年金収入のみで、年金機構より公的年金支払報告書が市へ提出されている方
- ④ 上記①②③の方の扶養親族として申告されている方

■ 問い合わせ先 ■

清瀬市市民生活部保険年金課国保係 （代表）042-492-5111 （直通）042-497-2048